

平成27年度第2回

文京区情報公開制度及び  
個人情報保護制度運営審議会

日時：平成27年5月29日（金）

午前10時から

場所：庁議室

文京区総務部総務課

出席者：（委員）内山忠明 前田俊房 渡辺雅史 田上侑司 吉川豊 山内まり子 中川和夫  
（事務局）総務部長 渡部敏明

総務部総務課長 石嶋大介

総務部総務課情報公開・法務担当主査 木口正和

総務部総務課情報公開・法務担当主任主事 西村かおり

総務部総務課情報公開・法務担当主事 戸田美菜

欠席者：（委員）木元武一

## 1 開会

○総務課長 おはようございます。本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

平成27年度第2回審議会を開会いたします。着席して進行させていただきます。

○内山会長 それでは、第2回の文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会を開催いたします。

前回に引き続きまして、諮問第1号についてのご審議をいただくということでございます。

前回からさらに提供されている資料等がございますので、そのことをまずはご説明いただいて、その後に各委員から引き続きのご審議、ご意見をいただきたいと思いますので、まずは事務局からご説明いただけますでしょうか。

○総務課長 それでは、説明の前に本日の委員の皆様の出欠状況でございますが、本日は木元委員が欠席でございます。

本日の審議会は、審議会条例第7条第1項に規定する定足数を満たしており、有効に成立しておりますことをご報告いたします。

本日は、前回に引き続きまして、諮問第1号の「社会保障・税番号制度の導入に伴う個人情報保護制度の見直しについて」審議していただく予定でございます。

それでは、説明に入ります前にお手元の資料のご確認をお願いいたします。資料はあらかじめ郵送させていただいておりますものが、資料第16号から資料第20号まででございます。また、本日席上に配付いたしましたものが、資料第21号とファイリングされた参考資料です。お手元、よろしいでしょうか。

## 2 議事

○総務課長 それでは、資料第16号から説明を申し上げます。

1 ページをごらんください。資料第16号は、現在の個人情報保護条例と、このたび見直しが必要な内容を、比較対照できるようにまとめたものでございます。現在の条例のうち見直しが必要な箇所のみ抽出しているとともに、見直しが必要な内容については、前回配付いたしました資料第11号と同様の内容となっております。

例えば第14条の目的外利用の制限についてでございます。現在の条例では原則として必要となる本人同意がない場合に例外的にできるケースが、法令に定めるとき等、4件あります。

しかし、番号法により特定個人情報については、人の生命、財産等の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難であるときに限って目的外利用ができることとなります。

さらに特定個人情報のうち情報提供等記録、これは地方自治体においては平成27年7月以降、運用が開始されます、情報提供ネットワークを通じてなされた特定個人情報の提供や照会の記録でございます。こちらについては目的外利用は認められておりません。

次に、5ページの資料第17号ですが、前回配付しました資料第13-1号に、主な議論の論点となる、9ページの開示等の請求及び12ページの費用負担について考え方の例を加筆するとともに、10ページの利用停止請求について説明を一部加筆いたしました。

主な論点についてご説明します。最初に9ページをごらんください。個人情報の開示請求等について、現在、本区におきましては、法定代理人のほか任意代理人による請求も認めております。これは規則を根拠としており、その規則上は必要があると認める場合に限っております。

今回の番号法では、特定個人情報の開示請求等については、いかなる場合も任意代理人による請求が認められることになりました。

そこで個人情報の開示請求等について従来のやり方を踏襲するか、番号法の趣旨を踏まえ、いかなる場合も任意代理人による請求を認めるかが論点となります。

次に、12ページをごらんください。費用負担についてですが、現在、本区では、個人情報の開示請求等について手数料は無料としており、自己情報開示請求の写しの作成に要する費用、主にコピー代金のみ請求者から負担していただいております。ということなので、例えば自己情報の開示請求のうち閲覧であれば無料でできます。

ちなみに国は現在、任意代理人による開示請求等は認められておりません。また、窓口での

手続の際は、手数料が1件300円でございます。

そこで特定個人情報の開示請求につきましては、番号法の趣旨を踏まえ、写しの作成に要する費用について減免の規定を設けるか、または現在も、経済的困難等が認められる場合においても開示手続が可能であることから、従来のやり方を踏襲するかが論点となります。

次に、15ページの資料第18号をごらんください。資料第16号及び資料第17号の内容に関連して、具体的な規定のたたき台につきまして、現在の条例と見直し後の条例を比較対照できるようにまとめたものでございます。

例えば先ほど説明しました目的外利用につきましては23ページをごらんください。右側が現在の条例で左側が改正案です。目的外利用については個人情報と特定個人情報で取り扱いが変わることから、第14条第1項について保有個人情報の規定から保有特定個人情報を除くとともに、保有特定個人情報について24ページの第14条の2のほうに規定しているものでございます。なお、見直し後の条例につきましては、あくまでも現時点のたたき台でございますので、今後、制定過程の中で変更されるというものでございます。

次に、43ページの資料第19号は、世田谷区の個人情報保護条例の新旧対照表でございます。

次に、67ページ、資料第20号ですが、マイナンバー制度が導入されたときに事務がどのように変わるのかをお示しするためご用意しました資料です。

本資料は、本年3月に厚生労働省が地方自治体向けに作成した資料から抜粋したものでございます。国民健康保険の資格取得の届け出事務が今後どのように変わるかをまとめた資料でございます。

基本的には現在、区役所等の行政機関では、申請者である区民の方から提出いただいております書類により情報の確認を行っております。しかし、今後は、直接関係する市町村等から情報を照会することになるため、区民の方は書類の提出が不要となるほか、行政機関側は事務の効率化が図られるというものでございます。

次に、本日席上でお配りしました資料第21号です。69ページをごらんください。社会保障・税番号制度導入に伴って、国の行政機関の長が講ずることとされている事項をまとめたものでございます。

番号法第31条では、地方公共団体は国の行政機関の長が講ずることとされている事項を踏まえて必要な措置を講ずることとされております。本区におきましても条例を見直す際に考慮に入れる必要がございます。

行政機関においては、特定個人情報について番号法のほか既存の行政機関個人情報保護法に

についても適用されますが、その際、番号法第29条及び第30条において法の読みかえや適用除外が規定されております。

例えば目的外利用に係るところでは、現在、個人情報については、行政機関個人情報保護法第8条において、原則として利用目的以外の目的のために利用または提供はできないが、例外としてできる場合が4件規定されています。

ところが、特定個人情報については番号法第29条によって読みかえ等を行い、原則は利用目的以外の目的のために利用してはならず、例外として1件だけ、人の生命、財産等の保護のため必要な場合にのみ利用できることとなります。

次に、前回ご質問がありました社会保障・税番号制度導入に伴う東京都の対応についてでございます。

東京都につきましては、個人情報保護条例とは別に新条例を定める方向で検討していると聞いております。その理由といたしましては、条例改正ですと1つの条例の中に2つの制度が併存することになり、制度運用に混乱するおそれがあるということや、あるいは番号法自体が個人情報保護法三法の改正ではなく、特別法として位置づけて別の法律として制定されること等とのことです。また、新条例の中に例えば特定個人情報保護評価の実施等、番号法の規定と同様の規定も盛り込むことを検討していると聞いております。

一方、本区を除く22区のうち、現在、18区で条例改正での対応を検討しているほか、既に条例改正を行っている自治体も多くございます。これらの自治体では、東京都とは異なり、条例改正により個人情報と特定個人情報の保護を一体的に運用したほうが、区民や実際に運用する職員にわかりやすいと判断したものと考えられます。

最後に、参考資料として、番号法、番号法施行令、番号法別表第1主務省令、番号法別表第2主務省令、行政機関個人情報保護法、個人情報保護法の資料をご用意いたしましたので、適宜ご参照ください。

説明は以上です。

○内山会長 ありがとうございました。

前回ご欠席の委員の方々もおられますので、前回までに配付された資料等も含めて、今ご出席の委員の方々がお手元にあるかどうかを確認させていただきたいと思っておりますけれども、ないものがあれば言っていただいで用意していただかないといけないのかなと思うんですけれども、よろしいでしょうか。

それでは、一応前回までの審議の内容等については、議事録も含めてお手元にはお届けして

あると思いますが、読むだけで理解ができるかどうかという問題もありますので、前回に議題になったことも含めて、あらゆることについてこの場でご意見等いただきたいと存じます。ご質問等ないしご意見等があればいただきたいということでございます。

私から確認なんですけれども、文京区の資料第18号は、もちろんこれから文京区が制定する条例のたたき台ということですから、確定されたものでないのはわかるんですけれども、資料第19号は世田谷区の個人情報保護条例、これはもう制定されているんですか。

たたき台なのか、これでもう制定されているのか。

○総務課長 これはもう制定されております。

○内山会長 制定されているほうですか。わかりました。

それからこれも確認のために伺いますけれども、法律の31条ですと、地方公共団体は、国等の機関が法律の規定によっていろいろ講ずることとされている措置の趣旨を踏まえて、同様のことを講じてくださいというのが、条文の内容なんですけれども、国等の機関が法律の規定によって講ずることとされている措置というのは、法律に書いてあることで全てなんですか。

政令ですとか規則の中でどのようなことが措置をしているのかということについてのデータが、恐らく非常に研究されている方ならわかるんでしょうけれども、我々の手元には容易にはないと思いますので、法律に書いてあることはこうですというのはわかります。それは法律を読めばわかるということですからいいんですけれども、法律で、例えば実施の細目等について定めてあったり、それから手引きみたいなものを、もしかするとつくってあるかもしれませんが、そういうものも含めて機関が講ずることとしている措置なのではないのかなというふうに思ったんですけれども、ここでは法律に書いてあることだけが措置なのかどうかというふうな、法文上のこともありますけれども、国は全体、この法律を施行するためにどういうことを準備しているのかということについて、そもそもこの法律自体が、新しい六法に載っていたり載っていなかったりというぐらいのことで、国民にほとんど知らされていない、知るところでないような情報もあるんで、伺いたかったんですけれども。

○総務部長 今、会長がおっしゃった31条のところは、行政機関個人情報保護法ですとかマイナンバー法の規定によって、行政機関の長とかが講ずることとされている措置の趣旨を踏まえて、地方公共団体も同じようなことをやりなさいということなんで、法に定めてあることを地方もちゃんとやりなさいよというふうに捉えております。

これの細目的なことは、国のほうの特定個人情報保護委員会が規則で定めるような形になっているんですけれども、今のところ、その規則というのが3本ぐらいしか出ていないような状

況なんで、まだ正直言って、細かい部分までは我々のほうも、その規則の内容ということになりますとちょっとわからないというところです。

○内山会長 狭く解すればそうでしょうけれども、この趣旨を広く解すれば、要するに法律によって、例えばそういう委員会が定まっていて、委員会が定めている規則等に基づいてさらにいろいろな手続が決まってくるとなると、それ総体が法律の規定により実施機関の長が講ずることということになるようにも読み取れるんで、国は何をやっているのかということが知りたいということだったんですけれども。

○総務部長 我々もその情報収集はこれからもやって、恐らく国の政省令で定めるような内容であれば、直ちに条例をいじるということには結びつかないかなと思いますので、規則改正なり、あるいは運用マニュアルなどに、必要なものは盛り込んでいきたいというふうには考えております。

○内山会長 わかりました。

要するに当面は、法律に規定されている、国に求められている措置に準じて条例でも同様の措置、同様以上の措置もとっていいんでしょうけれども、同様の措置は少なくともとってほしいというのが、31条の趣旨だというように理解をいたしますので、それでは言うてみれば今日配付していただいた資料第21号で、大体整理はできているということだということですね。

それから、これもみんな今確認だけをしていまして、私の意見を申し上げているわけではないんですけれども、資料の第16号で、現行の条例と見直し後の内容についてというところの15条で、外部提供の制限ということがあります。

例えばということですが、見直し後ではということと右側のほうの欄ですけれども、下から3つ目のほう、条例に基づく同一地方公共団体間の提供というのは提供ができる、制限されないというふうなことが書いてありますけれども、これは条例で何か用意をしているんですか。

○情報公開・法務担当主査 この第9号の規定は、例えば文京区で言えば、大きく、いわゆる私ども総務課のほうの区長部局のほかに、行政委員会である教育委員会、監査委員、区議会等ございまして、それぞれ独立した機関になっておりますので、例えば区長部局から教育委員会に対して、何かそういった特定個人情報を提供することを、ここで第9号に規定されておまして、実際は具体的にそういった事務が発生する際には、今ご検討いただいている条例とは別に、特定個人情報の利用と提供についてまとめた条例を、企画サイドのほうで制定することを今検討しているところでございます。

○内山会長 現在のところ、そのような条例が直ちに制定されるということではなくて、まず

は資料第18号の文京区個人情報の保護に関する条例が制定されて、そのほかに付加して何らかの手当てがされるということですか。

○情報公開・法務担当主査 タイミングといたしましては、こちらの条例改正と同じタイミングを考えております。

条例の中身が具体的に例えば区長部局の情報を、具体的にどの事務を、例えば教育委員会に提供するか、あるいは利用というのは区長部局の中での内部利用を想定しておりますので、どの事務について特定個人情報を内部利用するかというところをまとめた条例という形になりまして、それは個人情報保護条例の改正とは別の条例として今検討がなされておるところです。

○内山会長 そうですか。と申しますのは、前回ご意見にもありましたけれども、例えば個人情報のカードを使って図書館の貸し出し等もできるというふうなことを、条例で用意することは、多分できるというふうなことなのかもしれませんけれども、報道によりますと。

そのときに例えば、誰がどの本を読んだとかいうことまで全て管理されてしまうということになるかどうかということまで、ご懸念のご発言があったかと思えますけれども、そういうことについての、それを排除すると言いますか、どのような仕組みになっているのかということも含めて考えないといけないのかなと思えますので、どういう場面で、どういうことが区の行政機関内部で情報のやりとりがあるのかというふうなことを。

○総務部長 今、私が聞いている範囲ですと、結局、役所の中でマイナンバーをキーワードにして情報をやりとりしなければいけないような事務というのはほとんどない、今現在も役所の中では、目的外利用であれば法令に定めがある場合とか、個人情報保護条例にのっとってやりとりをしている関係で、わざわざマイナンバーが出たからといってマイナンバーを使ってやりとりしなきゃいけない事務というのが新たにあるかということ、どうも整理していく中では、ほとんどないというふうには聞いております。

むしろ自治体間でのやりとりですか、あるいは先ほど資料にあった社会保険事務所とのやりとりといったところでマイナンバーの利用が、あるいは法に定めがなければ条例で定める必要が出てきそうだという話は聞いておりますが、他の自治体との情報連携が始まるのは来年の…

○総務課長 29年7月から。

○総務部長 なのでまだ少し先なものですから。

○内山会長 そうですか。それでは忘れないうちに申し上げておきたいんですけども、今日の審議会はこれで結論までいただくということではなさそうなので、もう一度引き続き次回の



審議があるとすれば次回までに、その時点で考えられている文京区内での情報機関のやりとりがどのようなものであるのかということだけでも、箇条書きで結構ですから用意していただけたらと思います。

というようなことで、それを含まないと、どういうように運用されるのかということが、委員の皆さんに理解されないまま答申をいただかなくちゃいけないということになります。

同時並行的なことにもなるんでしょうけれども、正確なものではなくても結構ですから、作業上出てきたようなデータで結構ですから、ご用意いただきたいと思います。

それでは私のほうで具体的などいいますか、外形的な確認等、必要なことについて行ったつもりでございますが、これからは各委員の皆様方の、これは非常に膨大な資料とデータと法律法文を読んでいただいてということになりますので、大変な作業量になるわけですが、総体をご理解いただかないとご発言ができないということではなくて、何でも結構でございますからご発言をいただいて、疑念等、質問等があればそれをいただいて、その上で審議会としての答申を出せるものなら出すというふうなことで行っていきたいと思っておりますので、ご発言等をお願いいたします。

中川委員、どうぞお願いいたします。

○中川委員 文京区の5月25日の区報を見ますと、28年1月からマイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が始まりますと、こういう見出しなんです。

確かにこの2つを対象に始まるんですけれども、区民からすれば、マイナンバー制度というのはこの2つのためにやるのかなというふうにまず思います。実は昨日の報道によりますと、政府は、第1段階が始まる前に既に金融分野等の法改正の準備を始めているということを知りました。

このマイナンバー制度は、私は3段階ぐらいに分かれて拡大していくんじゃないかなと思います。例えば金融、教育、医療などの、あと公共サービスの電気、ガス、水道とかに拡大していくと思うんです。

そうであれば、今ここで社会保障と税番号のためにこの条例を改正したところで、分野が拡大すればそのまま使えるかどうかわかりませんですね。

ですから、私が申し上げたいのは、分野が拡大することはほぼ間違いないという前提に立って、まず第1段階の条例の改正をご検討されるべきではないか。

次はそれでも新しい分野になったときには、今回つくった第1段階の条例改正では間に合わない場合は、さらにその都度その都度、条例を改正していくとのお考えをお持ちなのかどうか、

そここのところをお聞きしたいんですけども。

○総務課長 今度の法施行で、ちょうど区報をごらんになったということで、今の法の中では今言った社会保障・税番号ということなので、使える分野が社会保障と税と災害対策という、この3つだけに限られております。

その中で考えられ得る番号法に基づいてやれる措置を条例上で規定していくということですので、今お話にあった、今後拡大する、閣議決定されたということもありますので、当然、マイナンバーを使ったいろいろな利用が考えられるんですが、ただ、それが自治体の事務に直接関係するのかなのかというのはまだわからないところもありますので、その辺は法が改正される時に吟味して、もちろん必要な場合はその条例に反映させなければいけないので、この審議会で審議していただくような改正が必要な場面も出てくるかと思いますが、今のところは、まずこの3分野に基づく制度が始まるということですので、それに見合った条例、番号法に規定されている、自治体に求められる条例を制定していくということで、今のところは。

ただ、こんなことを言っちゃあれなんですけれども、いわゆる条例改正が、今、東京都の場合、新条例で考えているんですが、そういうふうに個人情報と、いわゆる特定個人情報と別の条例にしますと、それで、しかも番号法と重なる部分を条例にも横引きして置いていこうという考えが東京都にあるみたいですが、そうすると番号法が改正するたびに、自治体にとって余り条例で規定するものじゃなくても改正していかなきゃいけないというような場面が出てくる可能性はあるのかなというふうに、今の段階では思っております。

○中川委員 大変私はテクニカルで難しい問題だと思いますので、可能な限り汎用性のあるような表現ぶり、分野が拡大しても。それに留意されてつくっていかれば、後々の労力もそれほどかからないんじゃないか。全くこの3分野にぎちぎちにフィットしたような条文にしてしまうと、新しい分野になったときに、またそこだけは追加していかなきゃいけないことになるわけですので。

○総務課長 わかりました。

○内山会長 どうぞ、お願いいたします。

○前田委員 これから先どんどん議論していかなきゃいけないんですが、もともとの思想というか発想の基準をどこに置くかということを忘れちゃいけないなと思っていて、実は14条と15条のこの2つを見たときに、はたと気がついたのは、14条は目的外利用を極めて厳密に制限していて、15条を見たら、本来ならば14条前提の15条があるはずなのに、どうも15条というのは14条の目的外利用の制限を外れた部分で機能しやしないかと、今ふと思ったんです。

というのは、14条の目的外利用の制限というのは、まず本人、人の生命、身体、財産の保護、それと本人の同意、もしくは本人の同意がとれない場合という、絶対的な条件がついている。ところが、外部提供の制限のところを見ると、従前の現行は法令に定めがあるときと書いてあって、もう1つは2番目に個人の生命、健康というのが出てくるんですよ。並列になっているんです。あれっ、これはおかしいなと、今実は思ったんですけども、実は並列であってはいけない。

つまり、15条の2号が前提にあって本当は外部提供がなされるべきだろう。

今、根本的な個人情報の保護という観点から考えたときに15条の定め方は、極めて特異だなと思った次第です。

ですからその点、従前、区のほうとしては14条と15条をどういうふうに対比させて考えてつくられたのか、このあたり教えていただければと思うんですけども。

○総務課長 従前の、今の個人情報の保護の問題ですね。

○前田委員 そうです。

○総務課長 確かに、目的外利用の制限と外部提供の制限、条例上こういうふうの規定されておるところでございますが、実際、この個人情報条例ができて運用を始めて、ここのところ何か特に大きな問題があったとかということではないかという認識でございます。

今、前田委員がおっしゃったその趣旨については、きっとこの個人情報については、目的外利用の場合も外部提供の場合も一定、例えば外部提供の場合は、法令に定めがあるとき、または2項、3項できちっと規定しているというふうには考えておりますので、今の条例そのものに何か疑義があるというところではないんですが、今、前田委員がおっしゃった趣旨的なところにおいては、特に運用上、今のところ特に大きな課題はないかなとは思っているところなんですけれども。

○前田委員 とすると、見直し後の14条、15条のあり方をどう考えるかということになるんですけども、見直し後の14条というのは、極めて、まさに14条の2項に該当する分のみが掲載されているということになりますけれども、そうすると、15条の番号法第19条各号に該当する場合のみ提供できるというのは、これは番号法19条を見ていないんであれですけども、結局は、見直し後の14条の趣旨に適合する場合のみ提供できるというふうに解釈していいんですね。

ですから、例として19条1号、2号、3号、それから途中外れて7号、9号、13号、14号とありますけれども、これらは全て、14条の見直し後の規定、思想、趣旨に基づいて制定されるし、それ以外には提供されないということでもいいんですね。

○情報公開・法務担当主査 ご指摘のとおりでございます。確かに16号だけ見ますと、今のご意見を踏まえて申し上げますと、本来、もともとの、うちの個人情報保護条例は、左側をごらんいただきますと目的外利用のほう例外規定が1つ分、3号に該当するところ、区民の福祉の向上を図るため云々のところが条件として1つ多くて、外部提供のほうによそに出すものということで、14条の第3号に該当するものが15条にはございません。ここは外部に提供するときは内部で利用するよりもより慎重にということで、この3号が外れているところです。

ところが、見直し後のところをごらんいただきますと、確かに目的外利用のほう、特に人の生命、身体、財産の保護にかかわる場面ということでかなり限定的に絞られている一方、本来、目的外利用よりも厳しい制限が必要と思われる15条のほう、見直し後、少し14条よりも幅が広いような感じに受けとめるところがあるんですが、こちら15条につきましては、今、先生がおっしゃったとおり、19条に該当する場合だけできるということで、それ以外は逆に提供はできないというような仕組みになってございます。

○前田委員 というのは、19条各号の、例えば、例として1号ですけれども、個人番号利用事務の処理に必要な限度という、非常に抽象的に書かれているんですけれども、事務処理に必要な限度というのは、いわば14条の人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合のために事務処理が必要だ、そういうふうな理解ですか。

○情報公開・法務担当主査 1号の場合は、端的に今おっしゃったよりは範囲が広くございまして、番号法で先ほど少し話題にもありましたように、29年の地方自治体の場合は7月以降、情報提供ネットワークシステムというシステムを使いまして、全国の自治体ですとか国の行政機関とネットワークでつながりまして、特定個人情報、法に限られた限定的な場合ですけれども、情報の照会ですとか提供を受ける機会が想定されております。

そこで個人番号利用事務というのは、番号法で定められて、将来そういった個人番号を使う事務、しかも、よその機関とのネットワークでの連携が想定されている事務処理についてを、この第1号等で基本的には言っておりますので、ある意味、14条の人の生命、身体云々よりも少し客観的には幅が広い概念になります。

○前田委員 わかりました。

○内山会長 見方によると、要するに、文京区内では14条によって非常に利用制限はされているけれども、人に一度放り投げてしまえば、そこでどう使われようと文京区の知ったことではないみたいな形になるかどうかということが、ご発言の趣旨かと思えますけれども、ただ、法律では一応、正確な理解かどうか留保させていただきますけれども、個人番号利用事務実施

者というのが定義されていて、その利用事務実施者は個人番号のデータを要求してもいいと書いてあって、個人番号実施者というのはどういう者かというところと9条の3項、利用範囲が決まっています、健康保険だとか税だとか、要するに先ほどの社会保険・税というものです、そういう事務に関して処理を行う人が実施者に当たって、その人以外には請求ができないということのようで、請求者のほうにもたががはまっているようでございますけれども、正確かどうかはわかりません。

ただ、現行の条例のほうは、そういう趣旨とは離れて、もともと個人情報の保護についての規制が全くないところでこのような規制をしたという中で、今までは適宜、適切に個人情報を利用したし、外部にも提供したりということだったんですけども、一応のルールを定めようということですから、前田委員がおっしゃるとおり、14条と15条、錯綜しているといえますか、外に出してしまえば何でもいいみたいな形になるのはどうかということ、現実にはそれはそうなんです。外に出してしまうと、その提供を受けた人がどのように使うかということまでは制限がされていなかったんで、ただ、今度の法律の保有特定個人情報は、そういうことではなさそうということではある。

どうぞ。

○渡辺委員 今の前田先生のお話と関連するんですが、要は19条の各号の事務に必要な限度というのがないと、このマイナンバーの事務ができないということなんですか。

○情報公開・法務担当 そうですね。まさに個人番号利用事務というのが……

○渡辺委員 できないということなんですか。

○情報公開・法務担当主査 そうです。

○渡辺委員 外部提供というよりも、むしろこの事務を運用するのに必要な規定ということなんです。

○情報公開・法務担当主査 そうです。

○渡辺委員 外部提供というよりも、運用していくために必要な事務ということの見方でいいんですか。

○総務課長 そうです。限度というか……

○渡辺委員 例えばこの19条の1号、2号がもしなくなっちゃったとしたら、運用事務ができないということになるんですか。

○情報公開・法務担当主査 細かい話になりますが、狭い意味ではやれないことはないのですが、もしこれが、仮に先生がおっしゃったように規定からなくなりますと、よその自治体との

連携ができなくなってしまいまして、よその自治体から先ほど申しあげましたネットワークを通じて情報の提供ですとか照会ができなくなってしまいます。

本当に一自治体、文京区だけとか各一機関だけで番号を保有すること自体はやり得ます。

○渡辺委員 情報の保護というよりも、ネットワーク等を運用していくのには、どうしても必要になってくる事務ということの考え方だということですか。

○情報公開・法務担当主査 そうです。特に情報ネットワークを通じて情報のやりとりをする上で必要になってくるというところがございます。

○渡辺委員 わかりました。

○内山会長 ですから、目的制限が法律でかかっているとおっしゃって、中川委員がご紹介いただいたような社会保険ですとか税だとか、そういうことで目的が制限されているというんですけれども、法律の改正で既に改正案が審議されているというか、用意されている時点ですから、さらに利用は拡大する可能性がある。

それからもう1つは、それは法律に基づくわけですから、我々の知らないところで行われるわけではないわけですが、15条の条例に基づく場合というのは、その制限がないんですよ。条例に基づく情報提供は税・社会保険に限って行われるんですか……そうなんですか。図書カードだとかというのは、それはまだ未来の空想の話なんですか、まだ。

○情報公開・法務担当主査 図書カードに関しましては、実は平成28年1月から、これは全国の方が対象なんですけれども、個人番号カードというものが交付されます。そちらはご本人の個人番号ですとかお名前とかが載っているカードなんですけれども、そちらについて今、先生がおっしゃったように、独自利用ということで図書館のカードとして使えないとか、いろいろな活用法が全国で検討されております。

将来的に本区でも、もし何かそういった図書館のカードとか、何かそういった形に利用する際には、そのカードの利用に関する条例ということで、そういったものを制定する必要がございます。

ただ、現時点ではまだそちらのカードの具体的な利用方法については、まだ十分に検討がなされていないところではあるんですが、実際はそういう流れになります。

○内山会長 あともう1点、私のほうからです。

保有特定個人情報というのは、要するにマイナンバーが付されている個人情報ですよ。それをいろいろ処理しておいて、表データか何かでそれを処理するという形にしておいて、第2弾目にマイナンバーの部分が消してしまうと保有特定個人情報ではなくなるんですね。付され

ているものがと、そういう定義でしょ。

○情報公開・法務担当主査 そうです。

○内山会長 そのファイルと個人情報だけが付されているファイルを合体すると、またもとに復元してしまうというふうなことは、私でもできそうなことがあったりするんですけども、要するに、保有特定個人情報というものの定義なんですけれども、それによって作出されたデータは保有特定個人情報ではなくなってしまう。けれども、その保護というのは何か考えられていることがあるんでしょうか。

私はそういう意図はないんですけども、悪質な人がやろうとすれば、そのぐらいのことはすぐに考えますよねというふうなことなんです。

○情報公開・法務担当主査 今回の例で想定されることを申し上げますと、例えば最初に個人番号とそれこそ個人情報がセットになったデータであれば、全体が特定個人情報ということで番号法のもろもろの規制がかかります。

万が一、悪用する人がいて個人番号だけを切り離してどこかに持って行ってしまって、残ったのがただの個人情報ということになりますと、理屈の上では、残った個人情報は従来の個人情報保護条例等の規制がかかる一方、もし個人番号のほうで別の形で何か保管されるのであれば、そこは個人番号の安全管理義務ということで、また番号法が直接適用されますので、適用の仕方が少し複数の法令になってしましますが、何らかの規制はいずれにしてもかかります。

○内山会長 そうですか。というのは、法律では、他の情報と容易に照合することによって特定ができるものはいかんといいふうなことになっていますけれども、容易でなければいいわけですから、暗号等が付されていることならばよくなってきて、その暗号等が付されているデータも暗号を解析することができないわけではなさそうなので、今の電子技術者の情報処理技術者の能力ですと、そうなってくると容易にはないけれども、できてしまうというふうなことは外れてしまうのかなとか、杞憂のことを言っているだけのことなのかもしれませんけれども、定義をつけて、その定義以外のものを外すと、それについてノーコントロールになってしまうというのが、少し心配といえば心配のような気がするんですけども、そういうことについて何らかの手当てといたしますか、必要だというふうなこと等が議論されてはいるんでしょうか。

そういう悪質な人は日本にはいないとか、世界中にはいないということならいいんですけども、ということなんですけれども。

○情報公開・法務担当主査 基本的には今おっしゃっていただいた例が、確かにこちら少し今日お配りしている資料でも、例えば今、会長がおっしゃったお話の関連でいくと、こちら資料

第17号の5ページのところが関連するお話かと思うんですけども、実は17号の5ページの中ほど下のほうに、番号法と区条例における個人情報の定義の違いということで、ちょっと複雑な話なんですけれども、番号法上で定義された個人情報といいますのが、地方自治体に関しましては既存の個人情報保護法に規定された個人情報の定義が適用されます。

そうしますと、今の個人情報保護法の定義というのは、まさに先ほど会長がおっしゃったとおりの5ページの下のごさいまして、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名等の記述により特定の個人を識別することができるもので、ほかの情報と容易に照合することができるというような定義になってございます。

ところが、1枚おめくりいただきますと6ページ目になりますが、本区の現在の同じく個人情報の定義になりますと、個人に関する情報で1つ事業を営む個人の当該事業に関する情報を除くということで、これが先ほどの定義と変わる一方、下のほうでは、先ほどは容易に照合することができるといったところが、ただ照合することができるということで、微妙に定義がずれております。

その結果、こちらは資料が飛んで大変恐縮ですけども、お手元に前回お配りした13-2号というものがもしございましたら、そちらをごらんいただければと思います。もしお持ちでない方はただいまお配りいたしますが、前回の141ページというところになります。

13-2号というところで、実は今申し上げたことを図式化した資料がこちら13-2号なんですけど、結局、個人情報保護条例上の個人情報の定義が太い四角の枠で、先ほど申し上げた国の個人情報保護法上の個人情報の定義が、点々で黒い灰色になっているバックのところ、出っ張り、引っ込みが出てしまっているところがございます。

これが番号法が導入され特定個人情報になった場合には、国の個人情報保護法で言う個人情報と個人番号を含んだものが特定個人情報になりますので、この網掛けの部分の個人情報に個人番号が付番された情報につきましては、番号法によってさまざまな安全管理措置が図られます。

ですので、右側でちょっと出っ張っていて実線が左にあって、あと点線の四角のところがあるんですけども、こちらについては、厳密に言うと、今の本区の個人情報保護条例では規制の対象外になってしまうところではあるんですが、ここは番号法が直接適用されますので、結果的には安全管理義務が担保される。

逆に、左側の白いところ、こちらは逆に国の個人情報保護法よりも本区の条例のほうが定義で守備範囲が広い部分につきましては、こちらについては逆に、うちの個人情報保護条例でカ



バーをするというような形になりまして、定義のつくりがもともとの法律、個人情報保護法と、本区初め、いろいろな自治体でも定義が少しずつれておりますので、各自治体、条例改正に当たって定義の課題などいろいろあるんですけれども、一部、少し先生がさっきおっしゃった漏れてしまうところは、結果的には番号法と個人情報保護条例合わせて、どちらか、あるいは両方で安全管理措置をとるといような仕組みになっております。

○内山会長 制度それぞれに定義が違って、それが全く同一でないからという説明は、そのとおりだと思うんですけれども、私が言ったのは、特定個人情報そのものの一部の情報を外してしまうとそうでなくなって、厳密な制限が解除されてしまう。しかし、それをまたほかのと合わせると、容易にはないけれども、合わせられると、特定個人情報が復元できてしまうというふうなことがあるとすると、そのことについて何らかの対応をしておかないといけないのかなというふうに思ったんですけれども、そういう手当てがあるんでしょうかねというふうに聞いたんですけれども……、まあ、いいです。

○総務課長 次回にそれも含めて調べて…。

○内山会長 というか、あるかどうか自体も。なければならないで結構なんですけれども。

それで、今までは、言ってみればお気づきの点についてご意見を伺うということにいたしました。が、審議を少し進めさせていただくという意味では、例えば、今日配付していただいている資料第17号で、個人情報保護条例の見直し事項ということが掲載されております。

そのうちの例えば説明をいただいた9ページ、開示等の請求というところで、2つの対応策が考えられるというふうなことが記されておりますけれども、例えば、こういうことについて各委員のご意見があれば頂戴させていただくというふうなほうが、答申をする際には有用なことだと思っております。

例えば開示等の請求のときに代理人を誰かに、家族の人に頼む、隣の人に頼んで情報開示を求めるというようなことができるかどうかという問題で、制限を設けないということが必要かどうかというふうなことですけれども、例えば、これはとても機密性の高い情報ですから、代理人だというふうなことを僭称してといいますか、偽って誰かの情報を盗み取るというふうなことも制限しなければいけないという意味では、本人でなければだめだというほうが機密性は高くなるわけです。

でも、そうだとすると、かえって不適合な使用があるかどうかということを検証するときに、本人以外には検証ができないというのは、それは不便なことだというふうなこと。どちらがいいのかというふうなことですけれども、そうだとすると任意代理人の代理人の資格を、どのよ

うに確認するののかという手続も大事なような気がしますけれども、認印とサインさえあれば任意代理があったというようにすれば。訴訟の委任状はそれでよろしいんですよね。

○前田委員 いいですね。まさに印鑑証明までは求められていませんので。

○内山会長 いないですよ。だから誰が書いたかわからない。弁護士さんですから、そんなことはしないということが前提ですけれども、あり得ることなんで。

○情報公開・法務担当主査 参考までに、今の、現状の個人情報の今のお話、手続のことで、現状をご説明申し上げますと、今、個人情報の開示請求において本区では、規則の第10条というところで必要があると認められるときに任意代理人を既に認めております。これが一部、自治体ですとか国は、今、既存の個人情報の開示請求で任意代理人を認めていないところも多々ございます。

本区の実際の運用といたしましては、例えば代理の方がいらっしゃった場合には、その方の委任状と、委任状にご本人の印鑑が押してありますのでその印鑑登録証明書と、あと実際、代理でいらっしゃった方の本人確認ということで免許証の、3点確認というものをやっているところでございます。

今回、こちら9ページの話なんですけれども、番号法の趣旨では、特定個人情報の開示請求については、法律で任意代理人を認めましょうという規定になっております。そこで特定個人情報がそういう方向になったので、従来の個人情報につきましても、今、規則で必要があると認められるときという一定の留保があるんですけれども、それを引き続き残すべきか、それとも番号法の趣旨にのっとり、個人情報についても、同様に記述で任意代理人を認めるかというあたりが、こちらの議論になるかと思えます。

○内山会長 そうですね。ただ、要するに、代理人が真正な代理人であるかどうかということについての確認手法までは、法律上は要求されていないけれども、文京区では印鑑証明付きの委任状でないと本人であるかどうかを確認していない、そういうことのようにです。

それ以外は法律で制限していないんだから、条例でも全てのことについて制限をしないということでもよろしいかどうかということでしょうか。反面からすると、特定個人情報ですらそうなのに、それ以外の、言ってみればもっと機密性の低いといえますか、情報について、法律が求めている以上の制限を加える必要があるかどうかということですか。

時間の制限のために発案といいますか、作業をする事務当局の個人的意見といっても、現在の区の考え方とすればどちらが相当だというふうなお考えなのか。もしそれはこの場でそういう発言ができる権限がないということならば求めませんけれども。

○総務課長 事務局としては、今、会長がおっしゃったとおり、番号法においても法で任意代理人を認めているということですので、全ての場合にということですので、今現在の個人情報についても認める方向で、ただし、今言った本人確認、あるいは代理人を除いた条件については、今現在と同じような、運用規則で定められた方法でやっていくということを条件に、個人情報も同じような代理人を認める、法定代理人だけではなくて任意代理人も認めているというほうが、整合性が図られるのかなというふうなことは、事務局としては考えております。

○内山会長 というのが、現在のところの方向性の一端は明かしていただいたということにさせていただきますけれども。

そのようなことで問題があるとお考えであれば、この際ないしは次回の際におっしゃっていただいても結構ですけれども。

○山内委員 印鑑証明をとるのはカードがあればとれますよね。

○内山会長 そうです。

○山内委員 例えば家族とかだったらとれるということですよ。

○内山会長 とれます。本人に無断で、家族であってもとると、それ自体はとれますといえますか、事実上とれてしまうかもしれませんが、とれませんよね、本人が管理するものですからという意味では、形式上は。

○山内委員 家族の人がいい人なら。例えば相続とかでもめているとかで、勝手にこう……

○内山会長 とうろと思えばとれちゃうかもしれませんね。

○山内委員 例えば全然関係ない第三者だったら、印鑑証明を要求するとある程度歯どめはきくのかと思うんですけれども、身内の場合というのは、印鑑証明つけることで代理権の存在を証明させるということに、どれぐらい意味があるのかなと、聞いていて思ったんですけれども。

○前田委員 今の話は、要するにいわば親の印鑑証明を子が勝手に使ってしまうという、そういう違法な行為による情報取得ということですね。

それはどこにでもある話で、ただ、違法でない印鑑証明の使い方を事後的にどう確認がとれるかという話です。

よくあるのは、親の印鑑使って借金しょっちゃったという裁判でよくある話なんですけれども、そこで出てくるのは、親の実印を勝手に使ったじゃないか。その場合に、親の実印だからといって親には責任があるのかと、よくそういう裁判になったりするわけなんですけれども、それと同じような状況、特異な状況なんです。

しかも遺産分割協議になっているときには、必ず事後的にその話はわかっていきますから、

しかも、そのときの親は死んでいるかもしれないし、だから恐らく裁判とか、そういう事後的なスクリーニングの過程でわかる話と、既にそのとき情報提供が一瞬のうちになされてしまったというときの事前チェックと事後の直後のチェックが、どれだけできるかということかなと僕は思うんですけど。

時間をかければいずれわかる話なんだけれども、直後、つまり一瞬のうちに情報が提供されてしまった、見せて、印鑑証明付きの申請書が出て、はい、わかりましたとって、とんと情報を提供してしまったというタイムラグというか、その瞬間においてどうチェックできるかという話だと思うんです、結局は。難しいですね。

○総務課長 カードをそういうふう不正といいますか、利用された場合で、行政側がそれを見抜けるかという、それははっきり言ってできません。

○前田委員 なかなか難しいですよ。

○総務課長 ただ、任意代理人の場合は、本人の印鑑証明とともにその代理人の本人確認をしていますから、とった人を偽るということはできないわけで、そこに書類としては誰がとったかというのはきちっと残ることなんです。事後に何か起きた場合でも、そこまでは担保できるというぐらいの。

○前田委員 だから漏えいしたその情報がどれだけ重要なものか否かというのが、問題になるということですね。

区の監督というか管理の仕方としてはそれが最大限ですよという、責任の問題として。

○内山会長 通常からすれば印鑑証明がついていると本人の意思であるということが、通常はそのとおりというふうに判断してもよろしいということですが、通常はそのとおりというふうに判断してもよろしいということですが、例えば、金融機関なんかですと、印鑑証明をもらったというだけじゃなくて、本人の真の借用の意思があったかどうかということについては本人確認をしないと、印鑑証明がついているというだけでお金を貸して、返してくれと言うのは、もしかすると危険があって、裁判所によれば否定される場合もあるというふうなことです。TPOに応じて本人確認の厳密性というのが変わってくることは変わってくるんだと思いますけれども、余り厳密にすると、ほとんど任意代理にしてという意味がなくなってしまうので、どの程度にするかという問題はあります。

中川委員、どうぞ。

○中川委員 マイナンバーというのは、個人情報の保護というのがすごく叫ばれていますね。政府もそういう認識もあるし、特にこういった地方公共団体はそこに神経をとがらせてやっているわけですが、その中でマイナンバー制度において任意代理人を認めたというのは、

私は深読みすると何か意図があるんじゃないかと思うんです。

それは個人情報保護の風穴を開けてしまったというふうな感じもあるんですけども、私が考えるのは、マイナンバー制度をより広く普及させるために、より広く、というのは最終的には民間企業まで使えるように。世界の例で言うと米国、スウェーデン、韓国は制限なしです、利用の範囲が。民間の企業も使っているようになっていっているんです。

ですから、そういうことまで念頭に入れて、任意代理人制度という1つの風穴をあけたんじゃないかなという気がするんです。それを一地方公共団体がどうやってプロテクトしていくかというのは、とても難しい問題だと思うんです。

ちょっと考え過ぎかもしれないけれども、最終的には民間企業も利用していくんだということも、頭の片隅に置いて考えた方がよいと思います。そうすると、例えばダイレクトメールがいっぱい飛び交うでしょうし、いろいろな物品販売の勧誘が来るでしょうしということで、そういうことでもって経済活性化を図ろうというふうに考えているかもしれないけれども、何しろ今までやってきたところと違う感じはします。

○内山会長 ただ、一面は個人情報というのは、そういう非常に機密性の高い情報であるから、その管理というのは、個々人にも十分その機会を与えるという場面では、自分本人じゃなくちゃだめだと言うと、例えば忙しい人ですとか、若干判断能力に問題がある人ですとか、そういう人がいるときに、代理人をつけて自分の情報が適正に管理されているかどうかを開示するというのを要求できないと、自分の情報が何に使われているかわからないというふうな疑念を持たれるといけないという意味で、そのチェックをする機会を拡大した、多分そういう趣旨なんだろうなと思いますけど。

というのは、開示というのは要するに自分の情報を開示するということで、他人の情報を開示というのは入っていませんから、企業だとか何とかが利用するという場面でこのことが使えるわけではなくて、もし使うとすれば、先ほどのご発言のように、第三者が本人を語らって情報を取得してしまうということが、問題といえば問題なんだと思うんですけどね。

むしろマイナンバー制度については、こういうことも言われているんです。成り済ましを防止するという、日本の例では、まだ日本はやっていませんけれども、外国の例だと、本人に成り済ましていろいろな社会活動をしてしまうことがあり得る、それを防止する必要があるんじゃないかとかいうこともあるようですから、そういう成り済ましによる使用がなされていないということも含めて、本人がチェックできないといけないという意味では、そのチェックする手段は容易であったほうがいだろうと思うことは思うんですけども、しかし、印鑑証明ぐ

らいはつけておいてもらったほうがいいかというのは。

立法趣旨、立法提言者でないんで、私の、全て推測ですけども。

○総務部長 資料の17号の9ページのところに考え方ということで、今、内山会長がおっしゃったようなことが書かれていて、これが多分、立法趣旨なんだろうというふうには思っております。

自分の情報がどう使われているのかというのを、コントロールがよりしやすくするために任意代理を認めるというのが、今回のマイナンバー法の趣旨であるというふうには思っております。

○内山会長 今日は結論を出さなくてもいいんでこの程度にさせていただきます、もう1つ時間の都合がありますんで、同じ資料の12ページ、費用負担のところにも、費用を徴収するか否か、徴収する機会もあり得るといふような形にするのか、これはつづめて言うと、1案、2案はどういう差があるんですか。

○情報公開・法務担当主査 番号法におきましては、今の議論にも関連するんですけども、自己情報開示請求、特定個人情報に係る開示請求をより確実にやれるようにする必要があるということで、例えば経済的な困難等の理由で金銭的に厳しい方であっても、当然、開示請求ができるようにすべきだという趣旨で、開示に係る手数料の減免規定を設けることができるというのが、国の番号法の規定でできております。

確かに、国のほうは、窓口で開示請求をする場合1件当たり300円の手数料がかかったりですとか、当然、実際資料を交付されるその実費等もかかるということで、特に手数料が一定程度かかるということから、こういう規定があります。

文京区の場合につきましては、現在、自己情報開示請求、国でいう300円の手数料に該当するところは無料になっております。ただ、実際に開示する資料があった場合には、その写しの交付ということで実費で、主にコピー代なんですけれども、1枚10円ということになっていただいているところです。

番号法の趣旨を踏まえますと、一応、手数料だけではなくて、実費についても減免規定を設けることができるというような趣旨でございますので、1つ考え方としては、対応案1のところは、金額が低いとはいえ、実費についても減免規定を本区の条例で設けるか、それか案2としましては、実質的には本区は手数料が無料ですし、特に開示請求でも仮に閲覧請求であれば完全に無料でもできますので、経済的な困難が認められる方においても、既に今の仕組みでも請求権を担保できておりますので、今のままだもいいのではないかというような対応案でござ

います。

○内山会長 これは要するに、お金の問題ですよ。だから、文京区の経済力といいますか、財政的負担が耐えられるかどうかだけの問題ですよ、言ってみれば。

○前田委員 今、ふと、手続的に開示の申請をしたときに、当該個人の情報というのは、どういふふうに各部署から集められるんですか。その部分だけコピーして見せるのか、それともパソコンか何かでば一っと検索すれば、当該自分の分だけは見られるようになっていくのか、その辺はどうなんですか。閲覧の手順というか。

○情報公開・法務担当主査 自己情報開示請求は、一番多いパターンですと、例えば総務課で保有している個人情報、自己情報開示請求であれば、まず請求があれば所管課で、今回で言えば総務課で所管課が該当する資料の写しをとりまして、紙で基本的にはご本人にお見せしたり、あるいは実際写しの交付であればコピー代をいただいてお渡ししたりという形になります。

○前田委員 どちらにしても、そういう意味では、各部署で当該情報に関する部分はコピーしているわけですよ。で、見せるわけでしょ。そうじゃないとほかのが見られちゃう。となると、各部署でコピーするんであれば、そのコピーをあげればいいんじゃないですか。だめなんですか。そうすると無料になるかな、一瞬、手続的な問題として考えたときに、そのコピーを保管しておくのかという、保管していないでしょ、ほかで使っちゃ困るから。とするとそのコピーをあげればいいんじゃないのか、と思ったんだけど、無料で。

だってそこで使っている分をさらによこせというのは何か変な話だから。つまり、部署がやるべき仕事の費用を負担させているんだよね。だったらコピーをあげればいい、ただで。

同じ閲覧させる手法としてそれしかないというんであれば、それは各部署の、というか個人情報を提供する側の事情じゃないかと思ったんだけど、だめかね。

○総務部長 サービスと言うと変ですけども、コピーしてもらったという役務の提供を受けたというところでは、コピー代は実費としていただくべきかなというふうに。

○前田委員 そういう考え方。

○総務部長 さっきも言ったように、さらに人件費もかかりますから、手数料という形で300円とか取っているところもありますけれども、うちは知る権利の保障という観点から手数料は取らない。ただし、今言いましたように、役務の提供を受けたというところではコピー代はいたし方ないかな、いただくべきかなというふうに思っております。

○前田委員 場合によってはコピーする分量も多いんでしょうね。

○情報公開・法務担当主査 特に自己情報開示請求の場合ですと、全体的にはケース・バイ・

ケースなんですけれども、比較的、特定のご本人に関する情報ですので、情報公開請求に比べますと比較的数は少ない、枚数的には少ない傾向にはございます。

○内山会長 費用を取るというのは、そのほかに文京区でそういうことを考えているかいなかはわかりませんが、例えば、ほかのところでは濫用を防ぐといいますか、全くただにするとトラックいっぱいよこせみたいな人が出てくるんですよね。そういうときどうしましょうか、それは濫用だからお断りするということ自体が法律上はできるということですけども、トラックいっぱいじゃなくてミカン箱いっぱいならどうするのかとか、いろいろな話が出てきて、ただと言うと、ただなりの問題が出てくるかもしれない。お金だけの問題かどうか。

ただ、費用を余り徴収し過ぎると正当な権利行使を制限することになるから、どこら辺にするかというふうなことも考えて料金を設定するか、幾らにするかというふうなことを考えているところもあるようです。

でも、文京区は、今の条例のまま、今の制度のとおり費用負担を、ほとんど求めることがないようなものも含めて、今のとおり維持するほうが相当であろうかというのが、現在の文京区の考え方でしょうか。

○総務部長 そうですね。

○内山会長 もっと費用徴収の場面をふやしたほうが良いというお考えがあれば、それもこの際言っていただくか、次回またご意見を。

最後にお考えをいただいたのは、いわば文京区が考えていることを伺って、そのことに異を唱える必要があるかどうかの点検を行っていただければ、これは何しろ国のほうでも、マイナンバー制度そのものの周知を図るとか言って、この間、担当大臣が歌を歌っていましたがけれども、そのぐらい国民には知られていない制度で、なおかつ、国民の権利義務関係を、もしかすると大きく毀損してしまうようなことにもなりかねない制度ということのようですから、慎重の上にも慎重なご審議をいただいて答申をしていただきたいと思います。

さらに今までご発言いただいた論点以外のことでも、今までの論点のことでも、範囲についてはどのようなものでも結構でございますので、ご意見があれば、ないしは、本日ここで結論をいただくというわけではないので、次回までにこういう資料をさらにいただきたいということがあれば、そのことも含めて、それはこの場面でなくても結構でございます。直前ですと事務局のほうは処理するのが大変でしょうから、なるべく早目におっしゃっていただきたいとは存じますが、次回までに必要な資料があれば、それも事務局にも言っていただきたいと思いますけれども、この場で何かお気づきの点があれば、その点もご発言いただけたらと思います。



それでは、引き続き次回に、またご足労いただいでご審議をいただくということにさせていただきますたいと存じますが、次回の予定等も含めて、次のその他ということでもよろしいのでしょうか。ご案内いただけたらと思います。

○総務課長 それでは、次回の予定なんですけれども、6月23日火曜日、午後3時から、この庁議室で行いますので、よろしく願いいたします。

その他としまして、前回の審議会の中で、平成26年度の実績報告を行いました。その際に、情報公開の決定の内容について内山会長からご質問があった件なんです、一部公開決定をして非公開の部分が、陳情書で一部非ということで、非公開になる部分が印影だけで、個人の名前は公開するのかということがあったと思うんですが、それを調べたところ、その陳情書は、町会長名での陳情です。町会長というのは公知情報でありますのでそのまま公開した。一般の自然人の方の公開請求であれば個人名は伏せるところでございます。

その他として、今日席上に配った前回の5月11日に行われました第1回の審議会の議事録でございますが、鑑文にも書いてありますが、訂正等のお申し出につきましては、6月5日までにお願ひできればと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

○内山会長 今のご説明は議事録に残しておいていただければ。要するに誤解がないようにという意味では、陳情書でも公人が行うような場合には、その公人の名前は伏せない、印影だけは伏せる。それ以外の個人が提出した陳情書の請求が他人からなされた場合には、その陳情者の氏名、住所は非公開ということになる。

### 3 閉会

○内山会長 それでは、本日の審議会はこの程度ということにさせていただきます。

お忙しいところご参集いただきまして、ありがとうございました。